

規制緩和推進3か年計画の策定に伴う競争政策の積極的展開について

平成10年3月31日

本日の閣議において、「規制緩和推進3か年計画」（平成10年3月31日閣議決定）が決定された。同計画においては、我が国市場をより競争的かつ開かれたものとする観点から、引き続き、規制緩和とともに競争政策の積極的展開を図るための措置が盛り込まれている。その具体的内容は、下記のとおりである（太字部分は、同計画に記載された文言。）。

公正取引委員会としては、この計画に盛り込まれた各措置の着実な実施を図り、競争政策の積極的展開を推進することとしている。

記

1 違反行為に対する厳正・迅速かつ積極的な対処

引き続き、公正取引委員会の審査体制等の充実を含め、独占禁止法の執行力の強化を図り、価格カルテル、入札談合等の同法違反行為に対して告発を含め厳正かつ積極的に対処する。

また、規制緩和後の市場の公正な競争秩序を確保するため、中小事業者等に不当な不利益を与えるなどの不公正な取引に対して厳正・迅速に対処するとともに、商品・サービスの品質や内容について誤認を与える等により消費者の適正な選択を妨げる不当表示等に対して厳正・迅速に対処する。

6 著作物の再販制度

著作物（書籍・雑誌，新聞，レコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）の再販売価格維持制度については、独占禁止法上原則禁止されている再販行為に関する適用除外制度であることから、制度を維持すべき相当の特別な理由が必要であり、今後、行政改革委員会最終意見の指摘する論点に係る議論を深めつつ、適切な措置を講ずるものとする。

当面、現行の再販制度の下で見られる各種の流通・取引慣行上の弊害について、消費者利益確保の観点から、迅速かつ的確にその是正を図ることとする。

(分野別措置の別紙中「1 競争政策関係」の「②著作物の再販売価格維持制度」)

- 平成9年2月以降、「再販問題検討のための政府規制等と競争政策に関する研究会」を開催して検討。平成10年1月、同研究会は報告書を公表。
- 平成9年12月、行政改革委員会は、最終意見を内閣総理大臣に提出。著作物再販に関し、書籍、雑誌、新聞、音楽用CD等について、それぞれの論点を検討。
- 平成10年3月、規制緩和推進3か年計画と併せて、「著作物再販制度の取扱いについて」を公表、以下の措置を講じていくこととしている。
 - ・ 著作物再販制度について引き続き検討、一定期間経過後に制度自体の存廃について結論を得ることが適当
 - ・ 著作物再販制度の対象品目を書籍・雑誌、新聞、レコード盤・音楽用テープ・音楽用CDに限定して解釈・運用
 - ・ 流通取引上の弊害について迅速かつ的確に是正を図っていくため、所要の取組（なお、平成9年度において、再販制度下にある業界における共同再販行為等を排除）